

2025 年 9 月 25 日

各位

社 名 株 式 会 社 F u s i c
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 納 富 貞 嘉
(コード番号：5256 東証グロース・福証 Q-Board)

業績条件型譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社 F u s i c（本社：福岡県福岡市中央区、代表取締役社長：納富貞嘉）は、2025 年 9 月 25 日開催の取締役会において、下記の通り、業績条件型譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年10月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,000株
(3) 処分価額	1株につき 2,730 円
(4) 処分総額	38,220,000円
(5) 割当予定先	社外取締役 1 名 1,000株 従業員23名 13,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 8 月 22 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、当社の社外取締役を対象とする新たな報酬制度として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025 年 9 月 25 開催の第 22 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①本制度に基づき、社外取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、6 か月から 1 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること、②業績条件型譲渡制限付株式の付与は、社外取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行

又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 1,000 株以内とし、その金額は本定時株主総会にてご承認をいただいた金銭報酬枠の内枠で年額 3,000 千円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員にも業績条件型譲渡制限付株式を付与することとし、当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役 1 名及び従業員 23 名（以下、あわせて「対象役職員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役職員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 38,220,000 円を支給し、それを現物出資させて、業績条件型譲渡制限付株式として、当社の普通株式 14,000 株を処分することを決議いたしました。

<業績条件型譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役職員は個別に業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象役職員は、2025年10月24日（払込期日）から2026年 6 月30日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象役職員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることに加えて、2026年 5 月15日から2026年 6 月14日までの期間における当社の普通株式の東京証券取引所における終値の平均値が4,000円以上であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役職員が当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（た

だし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭(報酬)債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月24日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,730円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上

本リリースに関するお問合せ先

株式会社F u s i c IR担当

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-1-7 第3明星ビル6F

問合せ：<https://fusic.co.jp/ir/other/contact>